

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大館市長 福原 淳嗣

市町村名 (市町村コード)	大館市 (05204)
地域名 (地域内農業集落名)	大館東地区 (御成町西部、御成町東部、栄町東部、《川原町・独鈷町南部》、部垂町北部、通町、《鉄砲場・大下町》、東台、部垂町南部、長根山、柄沢、谷地町南部、田代町南部、《南町・田代町西部》、小館町、神明町、常盤木町北部、御坂、《栄町・大町西部》、片山、餅田、山田渡、赤石沢、立花、川口上、川口中、川口下、鳴滝、横岩、下代野、上代野、賽の神、大茂内、小茂内、東二ツ屋、宮袋、新沢、大明神、小雪沢、茂内屋敷、水沢、石淵、二ツ屋、籠谷、赤沢、黒沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月18日、令和6年6月24日、令和6年6月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

長木1・長木2地区は高齢化が顕著であり、法人としても構成員の高齢化が課題である。また、作業の機械化を進めているがオペレーター等の人材確保が喫緊の課題となっている。山間部ではぬかるんだ田、熊の被害、ポンプ施設の輪番制等農地集約が難しいことから今後の検討が必要である。
大館地区は都市と農業の共存地域であり、都市計画との調整を図りながら農業を営んでいく必要がある。都市部であることから農業者が少なく、農地所有者も農業に関心がなく耕作放棄地が増加している現状である。また、過去に基盤整備した農地は狭い区画や土側溝など営農が難しい圃場が多い。
下川沿地区は法人の高齢化が進んでおり、年齢層は60～70代が多く、若い農家は兼業がほとんどである。水利は豊富な地域であるものの大雨災害時には米代川や山田川の氾濫に悩まされている。地域コミュニティも強く、多面的機能活動組織の活動も活発に行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

長木1・長木2地区は法人の合併、外国人労働力の確保及び外部からの参入を積極的に受け入れていき、農地集約を進めていく。また、新規就農者への支援やアドバイス等、地域で支えていく体制を整える方針である。山間部においては多面的機能活動組織の活動を継続しつつ、外部法人へ参入の呼びかけを行っていく。
大館地区は基盤整備を検討しつつ、法人、大規模農家へ農地を集約し、大規模ほ場でスマート農業の推進を図っていく。また地域全体が農地への関心が薄いことから農地所有者や地域住民含めて地域の将来の農地について考えていく場の設置を検討していく。
下川沿地区は地域コミュニティが強いことから地域で農地を守っていく意志があり、次世代の育成や農地の整備・集約を検討していく必要がある。また、スマート農業の導入を図り、効率的な営農を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,128 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,128 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。また、都市計画区域は地域計画区域から外すものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農の継続が困難な農地については農地中間管理機構を活用して、法人、認定農業者や新規就農者を中心に貸し付けを進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借については、農地中間管理機構を通して行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえ必要に応じて基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JA、市、農業委員会での連携を図り、認定農業者や新規就農者の確保に努める。また、保全組織等も担い手とし、地域ぐるみで農地を守っていく。また外部からの法人等の参入も積極的に受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業等の情報を地域内で集約・共有し、地域の担い手等が作業委託できる環境整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、クマ等の被害あるため電気柵設置を検討する。
- ②減農薬・減肥料推進。
- ③法人や大規模農業者で導入検討。
- ⑤地域ブランドのなし、りんごがあるため、担い手の育成、団地化、ブランド力の維持・PRを図っていく。
- ⑥遊休農地がすすむ箇所については検討。
- ⑦多面的機能活動組織の活用。
- ⑧基盤整備に伴った設備導入。
- ⑨堆肥(牛糞)の活用。